

2025年度末(2026年3月31日現在)貸借対照表

(単位: 百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 及 び 預 貯 金	145,966	保 険 契 約 準 備 金	7,620,365
預 貯 金	145,966	支 払 備 金	30,578
買 入 金 銭 債 権	79,890	責 任 準 備 金	7,589,786
金 銭 の 信 託	2,951,028	代 理 店 借	3,203
有 価 証 券	4,563,095	再 保 険 借	18,918
国 債	794,036	そ の 他 負 債	84,247
地 方 債	9,198	未 払 法 人 税 等	1,311
社 債	154,392	未 払 金	28,348
外 国 証 券	2,400,347	未 払 費 用	5,080
そ の 他 の 証 券	1,205,119	預 り 金	44,900
貸 付 金	107,322	金 融 派 生 商 品	1,442
保 険 約 款 貸 付	229	リ ー ス 債 務	1,060
一 般 貸 付	107,092	資 産 除 去 債 務	201
有 形 固 定 資 産	1,357	仮 受 金	1,903
建 物	249	株 式 給 付 引 当 金	26
リ ー ス 資 産	883	価 格 変 動 準 備 金	160,712
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	224		
無 形 固 定 資 産	9,875	負 債 の 部 合 計	7,887,473
ソ フ ト ウ ェ ア	9,811	(純資産の部)	
リ ー ス 資 産	63	資 本 金	41,060
再 保 険 貸	110,272	資 本 剰 余 金	24,735
そ の 他 資 産	83,360	資 本 準 備 金	24,735
未 収 金	29,839	利 益 剰 余 金	231,255
前 払 費 用	1,194	利 益 準 備 金	16,325
未 収 収 益	17,658	そ の 他 利 益 剰 余 金	214,930
預 託 金	34,046	繰 越 利 益 剰 余 金	214,930
金 融 派 生 商 品	344	株 主 資 本 合 計	297,050
仮 払 金	273	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△24,586
そ の 他 の 資 産	4	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△20,927
繰 延 税 金 資 産	86,843	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△45,514
貸 倒 引 当 金	△1	純 資 産 の 部 合 計	251,536
資 産 の 部 合 計	8,139,010	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,139,010

(貸借対照表の注記)

1. 有価証券（買入金銭債権及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）は全て時価のあるものであり、その評価は次のとおりであります。
 - （１）売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）
 - （２）「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）
 - （３）その他有価証券については３月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理する方法を採用しております。
2. 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券を保有しております。

責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。

保険商品の特性に応じて通貨別に小区分を設定し、リスク管理を適切に行うために各小区分を踏まえた全体的な資産運用方針と資金配分計画を策定しております。

また、責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを定期的に検証しております。

なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険・個人年金保険

ただし、一部保険種類・保険契約を除く。
3. デリバティブ取引（金銭の信託において信託財産として運用しているデリバティブ取引を含む）の評価は時価法によっております。
4. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
 - （１）建物及びその他の有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
 - （２）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が 10 万円以上 20 万円未満のものについては、3 年間で均等償却を行っております。
5. 外貨建資産・負債は 3 月末日の為替相場により円換算しております。
6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債

務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

7. 株式給付引当金は、従業員向け株式報酬制度における株式交付基準に基づく親会社であるMS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の株式の交付に備えるため、当年度末における株式給付債務の見込額を基準に計上しております。

8. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

9. 「金融商品会計に関する実務指針」（企業会計基準委員会移管指針第 9 号）に従い、変動金利の利付債券等に対する金利変動リスクのヘッジ（包括ヘッジ）として、金銭の信託において信託財産として運用している金利スワップ取引の一部については、繰延ヘッジ処理及びヘッジ有効性の評価を行っております。ヘッジの有効性の評価はヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、ALM（資産負債総合管理）における金利変動リスクを適切にコントロールする目的で金銭の信託において信託財産として運用している金利スワップ取引の一部については、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 26 号）に基づく繰延ヘッジ処理及びヘッジ有効性の評価を行っております。ヘッジ有効性の評価はヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

11. 責任準備金の積立方法

期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

- （1）標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

- （2）標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式。ただし、特別勘定に係る保険料積立金については、保険業法施行規則第 69 条第 4 項第 3 号に定める方式。

なお、責任準備金については、保険業法第 121 条第 1 項及び保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

12. 保険料の計上基準

初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。

13. 保険金・支払備金の計上基準

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

14. 無形固定資産の減価償却の方法

(1) ソフトウェア

利用可能期間に基づく定額法によっております。

(2) リース資産

リース期間に基づく定額法によっております。

15. 金融商品に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定と、それ以外の一般勘定に区分して資産の運用を行っております。

特別勘定の資産の主な投資対象は、貸借対照表上の有価証券に表示されており、契約者の特定の目的を果たすために当社が管理及び運用している投資信託であります。

一般勘定の資産の主な投資対象は、貸借対照表上の金銭の信託及び有価証券に表示されており、安全性と中長期的な安定収益の確保を基本方針とし、債券を中心とした運用を行っております。

上記で保有する運用資産には、主に市場リスク及び信用リスクがあります。これらの資産運用リスクの管理にあたっては、当社の資本、収益状況等を考慮し、リスク特性に応じたリスク限度を設定し、適切にこれを管理しております。

特別勘定の資産から生じる損益は責任準備金繰入額又は戻入額により相殺されるため、当社の損益には影響がありません。したがって、資産運用リスクは基本的に保険契約者に帰属することとなります。なお、特別勘定のもとで投資した有価証券は売買目的有価証券として時価で評価されております。

一般勘定における定額個人年金保険及び定額個人終身保険に係る運用については、ALM（資産負債総合管理）の観点から、市場リスク・信用リスク等に十分留意した上で内外債券への投資を行っております。

なお、資産運用リスクを含めた全社的なリスクの状況については、定期的に取り締役に報告しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預貯金	145,966	145,966	—
買入金銭債権	79,890	79,890	—
金銭の信託	2,951,028	2,951,028	—
運用目的の金銭の信託	1,418,542	1,418,542	—
その他の金銭の信託	1,532,486	1,532,486	—
有価証券	4,563,095	4,551,188	△ 11,907
売買目的有価証券	1,284,501	1,284,501	—
責任準備金対応債券	521,338	509,431	△ 11,907
その他有価証券	2,757,255	2,757,255	—
貸付金	107,322	107,204	△ 118
保険約款貸付	229	229	—
一般貸付	107,092	106,974	△ 118
金融派生商品 (※1)	(30,491)	(30,491)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,097)	(1,097)	—
ヘッジ会計が適用されているもの (※2)	(29,393)	(29,393)	—

(※1) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(※2) ヘッジ会計が適用されているものには、金銭の信託内において実施しているものを含んでおります。

16. 主な金融商品の時価の内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	—	79,890	—	79,890
金銭の信託	—	1,738,059	1,212,968	2,951,028
運用目的	—	253,143	1,165,398	1,418,542
その他保有目的	—	1,484,916	47,570	1,532,486
有価証券	965,561	3,074,479	1,716	4,041,757
売買目的有価証券	12,185	1,272,315	—	1,284,501
外国証券	—	79,395	—	79,395
その他の証券	12,185	1,192,919	—	1,205,105
その他有価証券	953,376	1,802,163	1,716	2,757,255
国債	790,543	—	—	790,543
地方債	—	9,198	—	9,198
社債	—	147,990	—	147,990
外国証券	162,832	1,644,959	1,716	1,809,508
その他の証券	—	14	—	14
金融派生商品	—	344	—	344
通貨関連	—	344	—	344
資産計	965,561	4,892,774	1,214,685	7,073,021
金融派生商品	—	1,442	—	1,442
通貨関連	—	1,442	—	1,442
負債計	—	1,442	—	1,442

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
預貯金	—	145,966	—	145,966
有価証券	45,282	464,148	—	509,431
責任準備金対応債券	45,282	464,148	—	509,431
国債	2,860	—	—	2,860
社債	—	6,178	—	6,178
外国証券	42,422	457,969	—	500,391
貸付金	—	106,974	229	107,204
保険約款貸付	—	—	229	229
一般貸付	—	106,974	—	106,974
資産計	45,282	717,088	229	762,601

(3) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 預貯金及び買入金銭債権

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

②有価証券（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダー又は取引先金融機関から入手した価格によっております。当該価格は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて算定され、評価にあたっては観察可能なインプット（金利、為替レート等）を最大限利用している場合にはレベル2の時価に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に分類しております。

投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、上場投資信託がこれに含まれます。非上場投資信託は取引先金融機関等から提示された基準価額を用いておりレベル2の時価に分類しておりますが、基準価額に重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に分類しております。

③貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

一般貸付は、取引先金融機関により入手した価格によっております。当該価格は、観察可能なインプット（金利、為替レート等）を最大限利用しており、レベル2の時価に分類しております。

④金融派生商品（金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品を含む）

金融派生商品については、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、債券先物取引、為替予約取引が含まれており、外部情報ベンダー又は取引先金融機関から入手した価格によっております。当該価格は、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して算定され、評価にあたっては観察可能なインプット（金利、為替レート等）を最大限利用しており、レベル2の時価に分類しております。

（4）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

記載すべき事項はありません。

②期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	金銭の信託	有価証券	合計
期首残高	969,517	1,097	970,615
当期の損益又は評価・換算差額等	123,791	487	124,279
損益に計上	123,382	—	123,382
その他有価証券評価差額金	409	487	897
購入、売却、発行及び決済	119,659	131	119,790
購入	300,659	131	300,790
売却	△ 181,000	—	△ 181,000
発行	—	—	—
決済	—	—	—
レベル3時価への振替	—	—	—
レベル3時価からの振替	—	—	—
期末残高	1,212,968	1,716	1,214,685
当期損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	47,495	—	47,495

③時価の評価プロセスの説明

当社は運用管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定め、これに沿って時価評価モデルを策定しております。運用管理部門は当該モデル、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続に準拠しているか妥当性を確認しております。また、運用管理部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。外部情報ベンダー又は取引先金融機関等から入手した価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により、妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
記載すべき事項はありません。

17. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は 68,491 百万円であります。
18. 有形固定資産の減価償却累計額は 2,103 百万円であります。
19. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は 1,204,769 百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
20. 関係会社に対する金銭債権の総額は 26 百万円であります。

21. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、次のとおりであります。

(繰延税金資産)

価格変動準備金	46,445	百万円
保険契約準備金	38,380	百万円
その他有価証券評価差額金	9,993	百万円
繰延ヘッジ損益	7,554	百万円
その他	7,106	百万円
繰延税金資産小計	109,480	百万円
評価性引当額	△0	百万円
繰延税金資産合計	109,480	百万円

(繰延税金負債)

金銭の信託	21,950	百万円
その他	686	百万円
繰延税金負債合計	22,636	百万円
繰延税金資産の純額	86,843	百万円

当年度における法定実効税率は 28.0%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は 28.8%であります。

当社は、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

22. 担保に供されている資産の額は、有価証券 995 百万円、預託金 33,865 百万円であります。
23. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、再保険取引で借り入れている有価証券 5,212 百万円であり、全て自己保有しております。
24. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は 1,665 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は 1,264,063 百万円であります。
25. 1 株当たり純資産額は 19,115,158 円 40 銭であります。
26. 契約の諸条件に照らして、以下に該当する一定の再保険契約（保険業法施行規則第 71 条第 3 項に規定する再保険に係るものを除く）に係る未償却出再手数料（受再保険会社から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう）の当期末残高は 97,320 百万円であります。

未償却出再手数料及びこれに附帯して支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

保険契約に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること。

27. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は166百万円であります。

28. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2025 年度

2025 年 4 月 1 日から

2026 年 3 月 31 日まで

損益計算書

(単位: 百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	2,250,031
保 険 料 等 収 入	1,592,368
保 険 料	1,293,276
再 保 険 収 入	299,092
資 産 運 用 収 益	653,141
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	137,268
預 貯 金 利 息	904
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	129,698
貸 付 金 利 息	5,757
そ の 他 利 息 配 当 金	908
金 銭 の 信 託 運 用 益	199,154
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	7,146
有 価 証 券 売 却 益	1,345
有 価 証 券 償 還 益	191
為 替 差 益	185,589
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0
そ の 他 運 用 収 益	2
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	122,441
そ の 他 経 常 収 益	4,521
年 金 特 約 取 扱 受 入 金	4,286
そ の 他 の 経 常 収 益	234
経 常 費 用	2,199,918
保 険 金 等 支 払 金	1,525,326
保 険 金	175,346
年 金	80,855
給 付 金	352,882
解 約 返 戻 金	425,164
そ の 他 返 戻 金	5,618
再 保 険 料	485,458
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	599,864
支 払 備 金 繰 入 額	554
責 任 準 備 金 繰 入 額	599,309
資 産 運 用 費 用	4,232
支 払 利 息	333
有 価 証 券 売 却 損	3,852
有 価 証 券 償 還 損	15
そ の 他 運 用 費 用	31
事 業 費	58,181
そ の 他 経 常 費 用	12,313
税	7,974
減 価 償 却 費	4,325
そ の 他 の 経 常 費 用	13
経 常 利 益	50,112
特 別 損 失	4,712
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	4,712
税 引 前 当 期 純 利 益	45,399
法 人 税 及 び 住 民 税	8,230
過 年 度 法 人 税 等	△7,981
法 人 税 等 調 整 額	12,845
法 人 税 等 合 計	13,094
当 期 純 利 益	32,305

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による費用の総額は 33 百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 208 百万円、外国証券 1,137 百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 133 百万円、外国証券 3,718 百万円であります。
4. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は 81 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 304,656 百万円であります。
5. 売買目的有価証券運用益の主な内訳は、利息及び配当金等収入 1,991 百万円、評価益 5,154 百万円であります。
6. 金銭の信託運用益には評価益が 95,922 百万円含まれております。
7. 1 株当たり当期純利益は 2,454,989 円 80 銭であります。なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
8. 再保険収入等には、貸借対照表の注記第 26 項に掲げる一定の再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額 84,310 百万円を含んでおります。再保険料には、貸借対照表の注記第 26 項に掲げる一定の再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額 20,266 百万円を含んでおります。
9. 関連当事者との取引に関する事項は、重要性を勘案し、記載を省略しております。
10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。